

山梨県飲用井戸等衛生対策指導要領

1 目的

この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられることにかんがみ、飲用に供する井戸等及び水道法等の規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、これら井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

この要領に基づく指導等は、保健所が、町村及び水道事業者（町村に給水区域が存在する水道事業者に限る。以下同じ。）と連携を図りながら実施する。

3 対象施設

この要領において対象とする施設は、町村の区域内にある次に掲げる施設のいずれかであって、水道法（対象；水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（対象；特定建築物）の適用を受けないもの（以下「飲用井戸等」という。）とする。

- (1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。）
- (2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。）
- (3) 一般の需要に応じて、水を人の飲用に適する水として供給する施設であって、給水人口が100人以下であるもの（以下「小規模水道」という。）
- (4) 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模貯水槽を有する施設（以下「小規模貯水槽水道」という。）

4 衛生確保対策

(1) 実態の把握等

- ① 保健所長は、飲用に供する井戸に係る地下水の汚染状況に関し町村及び関係部局と連携し把握に努めるものとする。
- ② 保健所長は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、町村、水道事業者及び関係部局と連携しながら、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集・整理し、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者及び管理者並びに使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、小規模水道の状況の把握については、水道事業等指導要領に、小規模貯水槽水道については、山梨県簡易専用水道管理指導要領に準じて行い、町村水道事業者等の協力を得ながら、台帳を整備するものとする。

- ③ 保健所長は、飲用井戸等の管理の適正を確保するために、飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。
- ④ 保健所長は、必要に応じて、小規模水道の設置者等の協力を得て事務所及び施設のある場所に立入り、水道事業等指導要領に準じた検査（採水検査を含む）を行うものとする。

（２）飲用井戸等の管理、水質検査等

保健所長は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、飲用井戸等の設置者等に対し、次に掲げる基準に従い、その管理等を実施するよう指導するものとする。また、保健所長は、設置者等が後記②－ア－（i）に掲げる水質検査を行う際の検査実施項目の判断に資するため、地域の飲用井戸及びその他地下水の水質検査結果等から、定期的に検査を行うことが望ましい項目を定めて周知する等、必要な措置を講ずるものとする。

① 飲用井戸等の管理

ア 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。

イ 設置者等は、飲用井戸等の施設及び井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。ただし、小規模貯水槽水道にあつては、簡易専用水道の管理基準に準じて管理すること。

ウ 設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。また、一般飲用井戸、業務用飲用井戸及び小規模水道については、給水開始前に水道法に準じた水質検査を実施し、これに適合していることを確認すること。

② 飲用井戸等の検査

ア 設置者等は飲用井戸等につき定期及び臨時の検査を行うこと。

（i）一般飲用井戸、業務用飲用井戸及び小規模水道における定期の検査とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤及びペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果、浄水方法等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。

（ii）小規模貯水槽水道における定期の検査とは、給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質検査をいう。

（iii）臨時の検査とは、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたととき、臨時

に行う水質基準項目のうち必要なものについての水質検査をいう。

イ 定期の検査は、一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住のための用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）、業務用飲用井戸、小規模水道及び小規模貯水槽水道にあっては、毎年1回以上行うものとするが、これ以外のものにあっても毎年1回以上行うことが望ましい。

ウ 設置者等が一般飲用井戸、業務用飲用井戸及び小規模水道の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

エ 設置者等が小規模貯水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たっては、水道法第34条の2第2項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

③ 汚染が判明した場合の措置

ア 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに保健所等へ連絡し指示を受けること。

イ 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤やPFOS及びPFOAその他有害物質等が検出された場合には、保健所等に連絡し指示を受けること。

(3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

保健所長は、前記(2)－③－ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等から連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときには、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤やPFOS及びPFOAその他有害物質等による汚染が判明した場合には、環境行政部局と連携して汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めること。また当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

なお、管下の町村に対し、水道の布設、普及に努めるよう助言するものとする。

(4) 市への協力

市が行う飲用井戸等の汚染原因の調査（必要な検査を含む。）については、市の要請に応じて協力するものとする。

(5) 保健所長からの報告等

保健所長は、前記(3)により管下の町村に助言を行った場合、並びに設置者等に行った指導等について必要と認めた場合は、衛生薬務課長あて報告するものとする。

(6) 県土整備部治水課下水道室長への情報提供

衛生薬務課長は、前記(5)により保健所長から報告のあった町村への助言につ

いて、県土整備部治水課下水道室長あて情報提供するものとする。

附 則

この要領は、平成14年12月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年3月26日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該規定に掲げる日から施行する。
 - 一 4-(2)-②-ウ及びエ中の「厚生労働大臣が指定する者」を「厚生労働大臣の登録を受け者」に改める規定 平成16年3月31日
 - 二 4-(2)-②-ア-(i)中の「平成4年厚生省令第69号」を「平成15年厚生労働省令第101号」に、「大腸菌群」を「大腸菌」に、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」を「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」に、「塩素イオン」を「塩化物イオン」に改める規定 平成16年4月1日
 - 三 4-(2)-②-ア-(i)中の「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」を「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」に改める規定 平成17年4月1日
(関係要綱の廃止)
- 2 山梨県小規模水道管理要綱(平成9年12月11日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。